

東京都北区新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版（案）

第1部 基本的な考え方

1. 計画の基本的な考え方

○本計画は、**新型インフルエンザ等対策特別措置法**（以下、「特措法」という。）**第8条の規定に基づき策定する計画である。**

- ・対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）
- ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- イ 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症で、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの
- ウ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

※**新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条**
市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る**新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。**

2. 対策の目的など

○感染拡大の抑制、区民の生命及び健康の保護

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や治療薬・ワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

○住民の生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、まん延防止に関する措置による住民の生活及び地域経済への影響を軽減する。
- ・住民の生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・地域での感染対策により、欠勤者等の数を減らす。
- ・業務継続計画の作成や実施等により、住民の生活及び地域経済に寄与する業務の維持に努める。

3. 発生段階等の考え方

○準備期

- ・発生前の段階では、国は水際対策等の実施体制などの構築。
- ・区民に対する啓発や区・企業による業務継続計画等の策定。
- ・DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

○初動期

- ・感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を感知して以降、政府対策本部が設置される。
- ・感染症の特徴や病原体の性状を明らかにし、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

○対応期

- ・封じ込めを念頭に対応する時期。
- ・病原体の性状等に応じて対応する時期。
- ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期。
- ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

4. 対策項目

1. 実施体制
2. 情報収集・分析
3. サーベイランス
4. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
5. 水際対策
6. まん延防止
7. ワクチン
8. 医療
9. 治療薬・治療法
10. 検査
11. 保健
12. 物資
13. 住民の生活及び地域経済の安定確保

第2部 各対策項目の考え方及び取組



第3部 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制

○ 新型インフルエンザ等に対応する実施体制

1. 実施体制の整備

区は、「東京都北区新型インフルエンザ等対策本部条例」（平成25年東京都北区条例第3号）（以下「条例」という。）及び「東京都北区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則」（平成25年東京都北区規則第45号）を制定し、全庁をあげた実施体制を整備した。

2. 対策の推進

○危機管理室長は保健所からの情報に基づき、関係部課の連携が必要な場合は関係部課会議の設置、全庁的な対応が必要な場合は危機管理対策本部の設置のように、危機レベルに応じた体制を構築する。

○厚生労働大臣による「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が宣言された場合、本部の位置づけを特措法に基づく「新型インフルエンザ等対策本部」に移行する。

○条例に基づき、対策本部は、東京都及び関係機関等との緊密な連携を図りつつ、必要に応じて東京都への新型インフルエンザ等への対策に関する総合調整の要請等、速やかに所要の総合調整を行う。

○ 区対策本部の構成

1. 組織及び職員

- ・ 本部長は区長をもって充て、本部の事務を総括する。
- ・ 副本部長は副区長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ・ 副本部長が本部長の職務を代理する場合は、次の順序により行う。危機管理室を担任する副区長である副本部長
危機管理室を担任する副区長以外の副区長である副本部長
教育長である副本部長
- ・ 本部長は、本部を構成する部の部長、区の区域を管轄する。消防署長又はその指名する消防吏員とする。
- ・ 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、区職員のうちから必要な職員を置くことができ、本部長が任命する。

2. 部

- ・ 本部に部を置く。
- （分掌は(4)区対策本部各部の分掌事務P181～182のとおり）

3. 区対策本部会議

- ・ 本部長は必要に応じ本部の会議を招集する。